

1. 平成24年度介護報酬改定について

- 平成24年度介護報酬改定については、社会保障審議会介護給付費分科会においてご議論いただき昨年12月7日に審議報告がとりまとめられた。また、介護報酬の改定率について、12月21日にプラス1.2%とすることが示されたことを受け、同審議会に対して平成24年度介護報酬改定案についての諮問を行い、本年1月25日に了承との答申をいただいた。
- 今回の介護報酬改定は、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、昨年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う新たな介護サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）への対応、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携の強化、介護職員の人材確保などを行うことが課題であった。
- また、昨年6月の社会保障・税一体改革案において描かれた、介護サービス提供体制の効率化・重点化と機能強化に向けて、措置を講じることが必要であった。
- 上記を踏まえ、今回の介護報酬改定に関しては、①地域包括ケアシステムの基盤強化、②医療と介護の役割分担・連携強化、③認知症にふさわしいサービスの提供、④地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保という4つの基本的な視点に立った改定を行った。
- まず、地域包括ケアシステムの基盤強化については、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを可能にするため、高齢者の自立支援に重点を置いた在宅・居住系サービス、要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者に対応した在宅・居住系サービスについて評価を行った。また、重度者への対応、在宅復帰、医療ニーズへの対応など、各介護保険施設に求められる機能に応じたサービス提供の強化を図ることとした。
- 医療と介護の役割分担・連携強化については、医療ニーズの高い高齢者に対し、医療・介護を切れ目なく提供する観点から、医療と介護の役割分担を明確化し、連携を強化するため、在宅生活時の医療機能の強化に向けた、新サービスの創設及び訪問看護、リハビリテーションの充実並びに看取りへの対応強化、介護施設における医療ニーズへの対応、入退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携を促進することとした。

- 認知症にふさわしいサービスの提供については、認知症の人が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくため、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等において必要な見直しを行った。
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保については、介護職員処遇改善交付金を創設することなどにより介護職員の処遇改善を行ってきたが、引き続き介護職員の安定的な人材確保を行うために、今回の改定において「介護職員処遇改善加算」を創設し、現行の交付金により講じてきた処遇改善と同様の取組を介護報酬の中で行うこととした。
また、地域間の人件費の差を考慮するため、国家公務員の地域手当に準じた見直しを行った。
- このように、今回の改定は、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で尊厳を持って在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアの構築を目的としたものであり、医療と介護の連携や機能強化が一層図られるものと考えている。
- 今回の介護報酬改定に伴う基準省令及び報酬告示の改正については、現在、パブリックコメントを実施中（2月24日締め切り）である。省令・告示についてはパブリックコメントの終了後、可能なものから順次公布することとしている。
- また、本日の会議資料として、関係通知の現段階のたたき台を情報提供させていただいている。関係通知及び疑義解釈（Q&A）についても、今後、検討を進め、可能な限り速やかに発出・情報提供を行う予定であるので、各都道府県においても、あらかじめご承知いただくとともに、市町村や関係団体等への情報提供をよろしく願います。
- 最後に、現在、都道府県が行っている介護報酬の支給申請に係る事務については、地方分権改革において、4月1日以降指定都市や中核市において行うこととなるため、都道府県においては、各都道府県内の指定都市及び中核市と積極的に連携し、円滑な施行に向けて取り組んでいただくようお願いする。